



エピックシステムズ  
クライアントサービスディレクター  
ニューヨーク州弁護士  
秋元悦子氏

の際に有用な機械学習を用いた文書レビューなど、最新リーガルテクノロジーも紹介した。さらに同社の秋元悦子氏は、複雑なクロスボーダー案件の効率的な調査対応における企業・弁護士・eディスカバリサービスプロバイダーの三者による協働体制と、関係各国のチーム間でのコミュニケーションを重視するハブ的役割の存在の重要性を説いた。

「中国最大の権力を持つ一人といわれていた中国共産党中央政治局常務委員をはじめ、政府の高級役人から下級役人まで容赦なく罰せられていきます。同時に、特に医療業界に焦点が当てられ、30億元(約4億8800万ドル)という高額な罰金が科せられた英国グラクソ・スミスクライン社の中国法人をめぐる

「中国最大の権力を持つ一人といわれていた中国共産党中央政治局常務委員をはじめ、政府の高級役人から下級役人まで容赦なく罰せられていきます。同時に、特に医療業界に焦点が当てられ、30億元(約4億8800万ドル)という高額な罰金が科せられた英国グラクソ・スミスクライン社の中国法人をめぐる

「2017年10月に行われた中国共産党第19回全国代表大会後、習近平主席は「中国は世界に対して門戸を閉ざさず、今後さらに開放する」と発表しました。また、上海自由貿易試験区における「投資前の内国民待遇」と「ネガティブリスト方式の拡大」など、海外企業の市場参入規制は軽減傾向です」

「2018年1月には、1993年施行の反不正競争法が改正され、商業賄賂の定義、ビジネスの機会や競争優位を求めた贈賄の禁止、従業員への贈賄に関する企業の代理責任の規定、営業許可の取消しなどが盛り込まれました。さらに、2018年7月に新たに施行されたサイバーセキュリティ法も大きな話題です。個人情報保護、中国国内で収集・作成されたデータの国内保管、クロスボーダーでのデータ移転の制限などについて規定しています。規制対象となる事

中国政府の最新動向と  
法改正・新法施行の影響

「日本企業が関係する贈賄事件は、大きく二つのパターンに分けられると考えられます。一つは、例えば海外での公共事業などに入札する際に、現地のパートナー企業が雇った入札コンサルタントなどへの報酬の一部が賄賂として流れているケースで、共謀や教唆、ほう助で摘発されるリスクがあります。もう一つは、海外進出先の新興国における行政手続きを円滑に進めるための「ファシリテーションペイメント(FP)」と呼ばれる少額の支払い慣習に起因する贈賄行為です。FCPAはFPを禁じてはいませんが、賄賂とFPの境目の解釈については現地担当者では

「日本企業が関係する贈賄事件は、大きく二つのパターンに分けられると考えられます。一つは、例えば海外での公共事業などに入札する際に、現地のパートナー企業が雇った入札コンサルタントなどへの報酬の一部が賄賂として流れているケースで、共謀や教唆、ほう助で摘発されるリスクがあります。もう一つは、海外進出先の新興国における行政手続きを円滑に進めるための「ファシリテーションペイメント(FP)」と呼ばれる少額の支払い慣習に起因する贈賄行為です。FCPAはFPを禁じてはいませんが、賄賂とFPの境目の解釈については現地担当者では

「日本企業が関係する贈賄事件は、大きく二つのパターンに分けられると考えられます。一つは、例えば海外での公共事業などに入札する際に、現地のパートナー企業が雇った入札コンサルタントなどへの報酬の一部が賄賂として流れているケースで、共謀や教唆、ほう助で摘発されるリスクがあります。もう一つは、海外進出先の新興国における行政手続きを円滑に進めるための「ファシリテーションペイメント(FP)」と呼ばれる少額の支払い慣習に起因する贈賄行為です。FCPAはFPを禁じてはいませんが、賄賂とFPの境目の解釈については現地担当者では

「日本企業が関係する贈賄事件は、大きく二つのパターンに分けられると考えられます。一つは、例えば海外での公共事業などに入札する際に、現地のパートナー企業が雇った入札コンサルタントなどへの報酬の一部が賄賂として流れているケースで、共謀や教唆、ほう助で摘発されるリスクがあります。もう一つは、海外進出先の新興国における行政手続きを円滑に進めるための「ファシリテーションペイメント(FP)」と呼ばれる少額の支払い慣習に起因する贈賄行為です。FCPAはFPを禁じてはいませんが、賄賂とFPの境目の解釈については現地担当者では



ポールヘイスティングス法律事務所  
(上海オフィス)  
パートナー/カリフォルニア州弁護士  
ハイヤン・タン氏

「重要情報インフラ運営者」の概念については、規制対象の事業体に対してネットワークサービスや製品を提供する側の企業にも注意を促すことになった。



【セミナーレポート】

# 世界的な「反腐敗」の動きに対して 日本企業はどう対応すべきか?

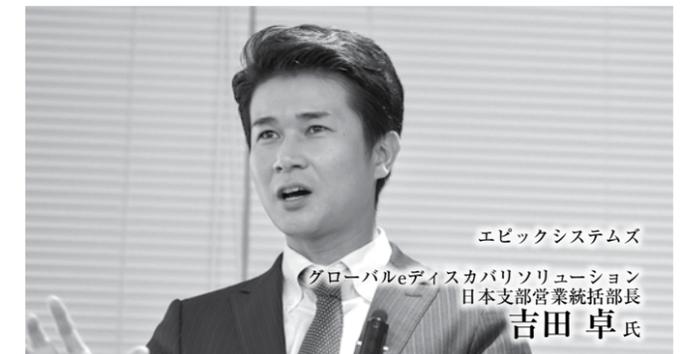
## 米国と中国の最新情勢と実例から見る 求められる対策とコンプライアンス体制

2017年12月、「FCPA 調査対応及びそのリスクマネジメント」と題されたセミナーが、東京・大阪にて開催された(エピックシステムズ主催)。グローバル企業にとって避けて通ることのできない、腐敗行為防止法コンプライアンス及び調査対応や、その他のリスクマネジメントについて、コンピュータ・フォレンジックやクロスボーダー訴訟など各領域の専門家が最新情報や実例を交えて講演を行った。

制作/レクシスネクシス・ジャパン広告出版部

クロスボーダーでビジネスを展開する日本企業にとって、米国の海外腐敗行為防止法(FCPA)や中華人民共和国反不正競争法などに代表される世界的な反腐敗の動きが他人事ではないことは周知のとおりだろう。世界最大級のeディスカバリサービスプロバイダーであるエピックシステムズの吉田卓氏は、日本企業から見たFCPA対応における留意点を指摘した。

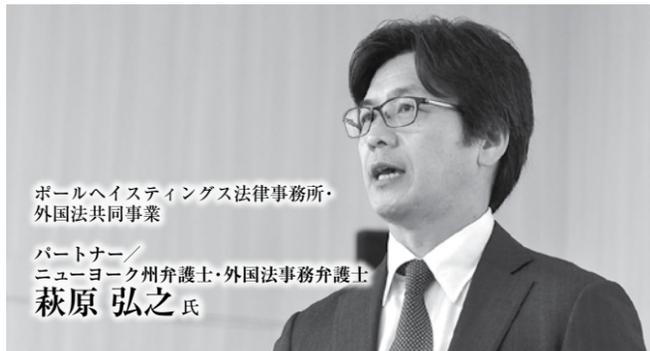
「日本企業が関係する贈賄事件は、大きく二つのパターンに分けられると考えられます。一つは、例えば海外での公共事業などに入札する際に、現地のパートナー企業が雇った入札コンサルタントなどへの報酬の一部が賄賂として流れているケースで、共謀や教唆、ほう助で摘発されるリスクがあります。もう一つは、海外進出先の新興国における行政手続きを円滑に進めるための「ファシリテーションペイメント(FP)」と呼ばれる少額の支払い慣習に起因する贈賄行為です。FCPAはFPを禁じてはいませんが、賄賂とFPの境目の解釈については現地担当者では



エピックシステムズ  
グローバルeディスカバリソリューション  
日本支部営業統括部長  
吉田卓氏

判断できないグレーな部分が多く、たとえ少額であってもその支払いの目的が、現地でなんらかのBusiness Advantageを得るための場合には、FPではなく賄賂と解釈され摘発の対象となる可能性があります」

また、米国司法省などから召喚令状(subpoena)が届いた際の、当局への積極的な情報開示による協力姿勢顕示の重要性にも言及。そ



ポールヘイスティングス法律事務所・  
外国法共同事業  
パートナー／  
ニューヨーク州弁護士・外国法事務弁護士  
萩原 弘之 氏

クデータのレビューなどを実施する場合、全作業を中国国内で行うことも推奨しています」

**米国司法省の法人詐欺事件  
捜査から学ぶ  
企業の社内体制整備**

萩原弘之弁護士は、米国のクロスボーダー訴訟及び調査などで多くの日本企業を代理する観点から、米国司法省による詐欺の取り締まりの現状を説明。

「米国司法省は非常に強い権限を持って、幅広く詐欺(FRAUD)を取り締まっています。適用される法規も多岐にわたり、電話や電信送金といった通信を利用した詐欺に関するWire Fraud Statute (18 U.S.C. §1333)などは、広範な取り締まりができる主要な法律です」

そして、同法が適用されたタカタ・エアバッグ事件を例に、米国司法省による対応を紹介した。

「この企業詐欺事件では、カスタマーに対して製品の品質に関する虚偽の通信を行った結果、経済的な損失や、一般消費者の身体や生命に関わる安全性の損失を生じ

させたという事で同法違反と判断されました。結果的に、10億ドルの罰金に加え、役員3名の個人的起訴、3年間の独立コンプライアンスモニター(独立監視人)の受け入れなど、非常に厳しいペナルティが科されました」

これらの重い刑罰の中でも、萩原弁護士は独立モニターに着目。

「これは、コンプライアンス体制を徹底させるために、米国司法省が承認したモニターが当該企業とその関連企業の法的・倫理的義務に関して、評価及び監視を行うものです。タカタの義務としては、全面的に協力して、すべての必要な情報へのアクセスを許し、そのアクセスを担保して、必要に応じて役員・従業員・第三者ベンダーへのインタビューや要求された文書の提出などにも応じなければいけませんでした。さらに、モニターング中に問題やリスクが見つかった場合には、モニターから連邦検察官に報告が行われます。この独立モニターやレビューの方法論は細かく規定・公開されていますから、日本企業が有益かつ強いコンプライアンス・プログラムを作っ

たせたいという事で同法違反と判断されました。結果的に、10億ドルの罰金に加え、役員3名の個人的起訴、3年間の独立コンプライアンスモニター(独立監視人)の受け入れなど、非常に厳しいペナルティが科されました」



ポールヘイスティングス法律事務所・  
外国法共同事業  
パートナー／  
弁護士・カリフォルニア州弁護士  
新井 敏之 氏

たり、見直したりする参考になると思います」

3年もの間、独立モニターを徹底的に受け入れるのは、企業にとって容易なことではない。だからこそ、事前のコンプライアンス・プログラムの整備が肝要となる。

「自社の顧客に製品の品質や安全性に関する公正かつ正確な情報を提供するためのコンプライアンス・プログラムを制定し、違法行為

「ネットワーク関連の購入を行う際に中国政府のレビューが必要のため、販売側企業が自社の企業秘密まで提出する必要があるのではないかとという危惧が生じています。まだ新しい法律なので議論すべき点が多い中、私たちがまずクライアントにアドバイスしているのは、個人情報等の海外移転に関する同意を事前に従業員から取ることです。また、グローバル企業がフォレンジック

すい土壤があるといえます。私たちが担当した事案では、米国のOEM製造会社が中国のサプライヤーに支払っていた対価のマージンが高額なことに嫌疑をかけ、コンピュータ・フォレンジックを使って第三者であるベンダーの事業や対価の詳細、契約の目的などを徹底的に調べました。すると、多額で不明朗な報酬が第三者ベンダーに流れていたことがわかり、当該ベンダーの所有者の実体がいずれも中国の副社長だと判明しました。これは第三者関与不正の典型的なパターンです」

**第三者関与不正を見抜く  
ポイントと事前防止策**

最後に登場した新井敏之弁護士は、「第三者を介在させ、水増し請求等のスキームによる差額を腐敗の原資とするのが定石で、第三者の腐敗リスクこそが腐敗の本質」と語り、中国における第三者が関与する腐敗の具体的事案を提示した。

「中国は2016〜17年にFCPAで摘発・処罰された全案件の42%を占め、非常に腐敗が起き

特定ベンダーを推薦されて断れない雰囲気の場合、ベンダー反腐敗ポリシーへの署名を拒否した場合なども、第三者関与不正の可能性が高いと考えるべきです」

第三者関与不正を防止するには内部統制システムの構築が不可欠だが、特に第三者ベンダーに対する「反腐敗デューデリジェンス」の必要性を新井弁護士は強調した。

「業者との契約、契約更新、M&Aや戦略提携契約を行うタイミングで、事前に公開情報調査や現地調査を実施して、相手方のビジネスの実績、実体や信用力などをきちんと調べたうえで、その結果を契約上の権利に落とし込むことが大切です。また、第三者ベンダーのマネジメント・インタビューを実施し、反腐敗法令の遵守に関する表明保証の条項についても規定する必要があります。不正は必ず起きますと考え、もし起きなかったとしても捜査される可能性はゼロではないと考えておきましょう。そして処罰を最小限にとどめるために事前に内部統制の仕組みを整備する必要があります」

国ごとの法・慣習の違いや、複数

の遠隔拠点間での同時調査、第三者の関与など、グローバルでの反腐敗や反不正にはコントロールしづらい点が伴うだけに、事前の体制作りや実践的な対応策の必要性を再認識できたセミナーだった。

